

令和 8 年 5 月 12 日

第 5 回
議 事 録

小国町農業委員会

令和 8 年第 5 回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 12 日（火）午後 1 時 30 分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206～209 号室

3. 出席委員（農業委員 8 名 計 8 名）

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1 番	穴井 英雄
委 員	2 番	田代 カズヨ
	3 番	穴井 幸子
	4 番	松野 英一
	5 番	時松 達也
	6 番	飯沼 由彦
	7 番	時松 浩一郎
農地利用最適化推進委員	西里地区	佐藤 義昭
	下城地区	中村 孝

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員 宮崎 徳雄、佐藤 三代司

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 2 号番号 1 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 3 号番号 1 農用地利用集積等促進計画案に関する意見
～番号 5 について（利用権賃借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	穴井 徹
事務局職員	波多野 裕
産業課職員	浦田 泰子

7. 会議の概要

事務局 長 ただ今から、令和 8 年第 5 回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は 8 名で、総会は成立しております。

 それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第 12 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、7 番時松浩一郎委員、2 番田代カズヨ委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議 長 日程第 2 議案第 1 号 番号 1「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 1 ページを開いてください。農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和 8 年 5 月 12 日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。

 議案第 1 号 番号 1 です。農地の所在は、下城字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、畑、面積は、760 m²です。権利種別は、3 条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。詳細は、タブレット端末の資料 1 をご覧ください。1～2 ページが許可申請の写しです。3 ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が 10,742 m²、畑が 2,040 m²、合計面積は 12,782 m²です。借入地は、田が 1,525 m²です。4 ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状

況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離が記載されています。5 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。6 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。7 ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。8 ページが航空写真の位置図、9 ページに現地立会時の写真、10 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松達也委員から報告をお願いします。

5 番 この案件については、5 月 1 日に私と中村推進委員、宮崎推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、管理がされている農地でした。今後は、隣接者の譲り受け手の方が管理をしていくとのことことです。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号 番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 1 は原案のとおり決定します。

議 長 日程第 3 議案第 1 号 番号 2「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の 1 ページを開いてください。議案第 1 号 番号 2 です。農地の所在は、下城字〇〇の 1 筆です。地目は、登

記簿、現況、田、面積は、3,466 m²です。権利種別は、3条有償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、農業経営の規模拡大のためです。土地の価格は備考欄記載のとおりです。価格については、当事者同士が合意したものです。詳細は、タブレット端末の資料1をご覧ください。11ページが許可申請の写しです。12ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地は、田が5,579 m²です、畑が48,670 m²、合計面積は54,249 m²です。借入地は、畑が8,869 m²です。13ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機具等の保有状況と農業に従事する者の数及び配置の状況です。ページの一番下に権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離が記載されています。14ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。15ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。16ページは、譲り受ける者の法令の遵守の状況等です。17ページが航空写真の位置図、18ページに現地立会時の写真、19ページが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の時松達也委員から報告をお願いします。

5 番 この案件については、5月1日に私と中村推進委員、宮崎推進委員、事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている農地でした。譲り受け手の方が管理をしていくとのこと。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われ。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 譲渡人と譲受人は〇〇関係ですか。

係 長 〇〇関係ではありません。

5 番 譲受人の〇〇です。

3 番 地図を見るとかなり広い畑が広がっていると感じます。牧草を栽培しているのでしょうか。

係 長 牧草が多いです。

5 番 申請地は、田んぼですが水が少ないので、牧草をやっています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号 番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号 番号 2 は原案のとおり決定します。

議 長 日程第 4 議案第 2 号 番号 1「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 2 ページを開いてください。農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 8 年 5 月 12 日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。

議案第 2 号 番号 1 です。農地の所在は、西里字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田、転用面積は、1,637 m²です。申請人は記載の通りです。転用目的は、山林として転用するためです。備考欄に記載していますが、追認許可の申請となるため始末書が添付されています。この植栽の詳細につきましては、桜、椿などが植栽されています。申請地内に生け簀があります。撤去も不可能です。大部分は、山林として利用するので、転用目的は、山林で提出させていただきます。詳細は、タブレット端末の資料 1 をご覧ください。20 ページから 21 ページが許可申請書の写しです。22 ページに事業計画書で、転用計画が記載されており、植林した面積は 1,237 m²、撤去不可の生け簀面積は

300 m²、法面面積 100 m²、合計転用面積は 1,637 m²となります。23 ページに航空写真上の位置図、24 ページが配置図・排水計画図です。雨水は青矢印の方向に流れることとなります。25 ページが始末書となります。約 13 年前に所有者の親が桜を 10 本、椿などを約 20 本植え、現在に至っており、農地法の許可を得ずに山林になっていること、また無断転用について深く反省し、今後法の遵守に努めることが記載されております。26 ページから 27 ページが現地立会時の写真、28 ページが確認書です。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の松野委員から報告をお願いします。

4 番 この案件については、5 月 1 日に私と佐藤三代司推進委員、佐藤義昭委員、事務局で現地を確認しました。現地は、すでに桜やつつじなどが植栽されている状態でした。いけすについては、現所有者が所有する前から存在し、現在は、利用はできない状態のようです。当時の所有者が許可を受けずに転用をしてしまったようです。この転用により周辺の営農には支障はないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

7 番 今回、この申請が出た理由は何ですか。

係 長 理由としては、今後も農地として利用ができないため、また現況どおりの地目にするためということで申請書が提出されました。以上です。

1 番 今回の 4 条転用後にもし宅地とかにする場合は、どういう形で手続きが踏まれていくのか。

係 長 許可が出れば地目が山林になります。例えば、転用後数か月以内に宅地になるときは、よろしくないと思います。ただ山林地目になった後なので、宅地に変更されることになっても農業委員会が介入することはありません。

5 番 仮に転用した後に他の建物が建てられたとしても農業委員会も関与できないかなと思っています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 2 号 番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第 5 議案第 3 号 「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題に供します。今回は、番号 3 のみを先に審議をいたします。この議題に関しましては、当事者の関係者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

(〇〇委員 退室)

事 務 局 議案書の 4 ページになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求める。令和 8 年 5 月 12 日提出。小国町農業委員会 会長 石松雄平 代読です。

番号 3 です。農地の所在は、大字上田字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、2,751 m²です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 これは、新規案件ですか。

係 長 新規案件です。以上です。

議長 それでは、採決いたします。議案第 3 号 番号 3 について、
原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 3 号 番号 3 は原案のとおり同意
することを決定します。

採決後事務局が〇〇委員を呼びに行く

(〇〇委員 入場)

議長 同じく日程第 5 議案第 3 号 番号 3 以外の番号 1 から番号 5
「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題
に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 同じく議案書の 4 ページを開いてください。議案第 2 号 番
号 1 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇の 2 筆です。
地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計 6,667 ㎡です。
内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける
者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は 5 年の賃貸
借です。賃借料は記載のとおりです。

次に番号 2 です。農地の所在は、大字宮原字〇〇、〇〇の 2
筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計 3,091
㎡です。内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定
を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は 10
年の使用貸借です。使用賃借のため、賃借料は無料です。

次に議案書の 5 ページになります。番号 4 です。農地の所在
は、大字黒淵字〇〇の 1 筆です。地目は、登記簿、現況、共に
田。面積は、合計 2,353 ㎡です。内容は、新規になります。利
用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用
目的は、水田、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載のと
おりです。

次に番号 5 です。農地の所在は、大字黒淵字〇〇の 1 筆です。
地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、合計 1,066 ㎡です。
内容は、新規になります。利用権を設定する者、設定を受ける
者は記載のとおりです。利用目的は、水田、期間は 5 年の使用

貸借です。使用賃借のため、賃借料は無料です。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 まったく新規の案件はありますか。

係 長 今回、1 番から 5 番の中で番号 2 と番号 5 が新規です。その他の番号 1 と番号 4 につきましては、以前から貸し借りしている案件になります。法律が改正されたことで全て新規案件扱いとなっております。

6 番 番号 1 の借り手の方は、もともと農業されている方ですか。

係 長 ○○でも耕作されている方で以前から農業をされています。

議 長 当事者共に○○在住ですが。

係 長 両者とも○○在住ですが、農地は、属地で管理されていますので、農地の所在地が小国町であれば、小国町の農業委員会で審議されます。

7 番 宮原の○○は、どの辺ですか。

係 長 ○○の堺あたりになります。○○から○○方面に行く途中の右側に農地が広がっています。川の手前の方で、国道に隣接している農地です。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 3 号 番号 3 以外の番号 1 から番号 5 について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号 番号 3 以外の番号 1 から番号 5 は原案のとおり同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第 5 回総会を閉会致します。

令和 8 年第 5 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

7 番

2 番